

令和5年3月22日 開会
令和5年3月22日 閉会
第 23 回
(通算第 212 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 2 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年3月22日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 23 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和5年3月22日

招集の場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	7番 山吹寛
	農地利用 最適化 推進委員	
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 10時01分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		藤井和子 森下保
会期の決定		令和5年3月22日
開議		令和5年3月22日
備考		

第 23 回農業委員会
(通算第 212 回)

令和5年3月22日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、山吹委員さんで、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として藤井委員、森下委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>p1、1番についてです。</p> <p>農地の所在は立河内〇、地目は畑、面積〇㎡、他1筆、合計面積〇㎡です。申請人は〇さん、立河内の方です。</p> <p>農地の場所は、〇の位置になります。この農地はインターチェンジの出入口の周囲から300m以内にある農地ということで第3種農地と判断でき、転用は可能です。</p> <p>転用目的は墓地及び進入路です。隣接する農地との間はコンクリート擁壁とし、土砂等が流れ出ないようにされます。排水は雨水しか出ないので、自然透過し、問題ないと考えますが、近隣から苦情が出たときには善処することです。</p> <p>また土地改良区からは意見なしとのことでした。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、事務局の説明は以上のような事ですが、現地の方、担当の正木委員に見ていただいておりますので、宜しくをお願いします。</p>
正木委員	<p>はい、3月18日の土曜日に行って確認を取りました。〇さんがちょっと不在だったので、ご主人の〇さんに、お話を聞きました。周りの方、この畑は未使用で何も作ってない畑でした。それで、2筆あるんですが、隣になってまして、別に他の農地への影響はありませんようでしたので、大丈夫だと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。担当の委員さんの説明は以上のような事でございます。それでは、農地法4条について、皆さんの意見をうけたまわりたいと思います。ご意見のある方、挙手でよろしくお願いします。</p> <p>はい、ご意見は無いようですね。</p> <p>それでは、裁決にうつらせていただきます。</p>

	<p>第1号の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので、認可されました。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>1番と2番が出ておりますので、別々で承認を取っていきますので、宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番について説明します。</p> <p>農地の所在は立河内〇、地目は畑、面積〇㎡です。譲渡人は〇さん、立河内の方、譲受人は〇さんです。場所は先ほどの墓地の転用申請の隣の農地です。農地区分は同じく第3種農地と考えられ転用可能です。</p> <p>転用目的は墓地です。土砂の流出などに対する被害防除対策は先ほどと同様です。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは4条と同様で、立河内の案件ですので、正木委員さんよろしくお願います。</p>
正木委員	<p>〇さんの墓地の隣です。続いて3筆あるところですが、畑ですが、〇さんのへりの方は、コンクリートの水路と道路がありまして、他の所に影響がないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明は以上のような事でございます。</p> <p>それでは、審議方に移らせていただきます。</p> <p>ご意見のある方は、挙手の上、手を挙げてご意見の方、よろしくお願います。ございませんか？はい、無いようでしたら、裁決の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第2号の1番につきまして、賛成の方の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。</p>
議長	<p>議案第2号の2番について説明します。</p> <p>実はですね、説明の前に少し触れておきますが、この件につきましては、すでに3か月くらい前から、農業委員会事務局と、私と職務代理含めまして、色々協議いたしました。住民からの要請もあり、色々な事がありましたので、その都度協議をいたしまして、本日の議案の提出になりました。それでは詳しいことは事務局の方から説明させます。</p>

事務局

農地の所在は、沢田〇番、地目 畑、面積〇㎡、その他に2筆で合計3筆、合計面積は5210㎡です。譲渡人は〇さん、広島県安芸太田町の方、譲受人は株式会社〇、広島県にある法人です。

転用目的は太陽光発電装置設置で、転用理由は、太陽光発電装置を設置し、土地の有効活用を進めたい、とのことです。

申請地は六日市〇のところにある農地です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能となっております。他の候補地も検討されたそうですが、他の土地では事業目的が達成できないため、この農地を申請されたそうです。

この案件については、規模の大きさから（合計出力：50kw以上）役場 税務住民課が担当する太陽光発電の事前協議が必要となりますが、住民説明会が行われ、町との事前協議は終了しております。

また、施設の規模が大きいため（パネル面積1,000㎡以上）、県の景観条例に基づく協議が必要ですが、県への届出が行われたことを確認しております。

転用の確実性については、転用に係る費用は、借入金で賄うということで、融資証明書をいただいております。資金面での問題はございません。

また、太陽光発電装置により発電した電気の売電先は中国電力であり、そのことは書類で確認しております。

申請地には、隣接する農地がありますが、パネルの影が営農の支障にならないように、境界から2m以上距離を離して設置される計画です。また、整地は盛土をせずに行い、雑草の防止柵として、水が浸透する防草シートを設置するそうです。土砂の流出がないように被害防除対策はされるそうですが、万が一、被害が出たときには責任をもって対応されるそうです。

土地改良区からは特に意見なしということでした。

この案件については、太陽光発電装置の設置に関連する電柱の設置工事が、今年の1月に行われており、電柱のみ追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。

始末書もいただいております。電柱の設置業者との調整が不十分であったことをご詫言ひされています。

この案件が仮に承認されましたら、転用面積が30アール以上の農地については島根県農業会議へ諮問が必要とされていますので、諮問を行います。県の審議会の結果、許可することが相当と回答されましたら許可書を発行することとなります。

以上、ご審議をお願いします。

議 長	<p>はい、ありがとうございます。現地の方を河口委員さんに見に行ってもらえますので、よろしくお願いします。</p>
河口委員	<p>3日ほど前に現地の方を確認いたしました。確かに電柱は建っていたのを確認したんですが、それ以外の工事は進められていませんでした。</p> <p>会長さんと事務局さんが言う通りに、これまで協議してきました。特に書類上見ても、特に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ちょっと説明が長くて、初めてこういった事をやるので、理解がしづらい所もあるかと思います。分かりにくい所は、こちらで対応しようと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、2号第2案につきまして、皆さんの意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手でよろしくお願いします。</p>
茅原委員	<p>ちょっとええかいね？</p> <p>今の電柱を農地許可がいるんかいね？</p>
事務局	<p>電柱の設置自体は、そもそも転用許可は必要ありません。が、今回の場合、太陽光発電設置のための電柱設置という事で、ちょっと、この判断が難しいところではあったのですが、そもそも太陽光発電が設置されなければ建てられなかった電柱です。追認となりました。</p>
茅原委員	<p>電柱だけで、目的が分からんものを、電柱建てたからと言って許可を出さなきゃいけないっちゃうわけには、いかんろう？ただ今の、太陽光するからっちゃうのは、自分らあの想像で物を言うとするだけであって、電柱を建てることは、別にどうこういう事はないような気がするんですが、始末書取るという事は、する必要ないような気がします。それをすれば、中電なんかの電柱がみな、必要になるような事になる。今までそんな事を一回も言うたことはないのに、おかしい例を作って、仕事を作らんでええと思う。</p>
事務局	<p>この案件については、こちらでも迷うところでしたので、農政局に相談させていただきまして、農政局の見解は、太陽光発電の設置のための電柱ということで、追認の扱いになるのではないかと、ということでしたので、それにならってこのようにしました。</p>

議 長	ほかに。はい、森下委員
森下委員	<p>ちょっと、この場所についてなんですけど、ちょっと確認をさせていただきたいことがあるんですけど、進入路の問題と、農地は、おおまかにいうと三角形になると思うんですけど、その辺には、栗の木があったと思うし、その下側、沢田地区に近い所には、今でも耕作している土地が一町あると思いますが、その辺の、反対や水路問題とかは、どのような感じですか。実際あそこの水路自体も狭い水路になっておりますが、その辺の事なんかは、地元に対しての説明とかはどうなってるんですか。ちょっと確認をさせて下さい。</p>
河口委員	<p>水路の件なんですけど、ちょうど、工期が水が居る時と重なるので、私も水利組合として言ったんですけど、それ以上は特にありません。ただ、進入路の件はちょっと色々あるみたいで。</p>
森下委員	<p>今の作業道じゃなくて、北側から作業道の方から入るんだけど、搬入しとるんかもしれんけど、ちょっとその辺で、山側の林道の方から入るというのも、下の田んぼの用水の方から外れるんなら。</p>
河口委員	<p>用水の件は、任せて下さい。道路の件は我々ではちょっと・・・</p>
議 長	<p>現地の委員さんが、一番詳しいわけですけど。 次、藤井委員さん</p>
藤井委員	<p>この件につきましては、私も相談を受けておりまして、地域のみなさんは、全員反対、という事で署名もされましてし、陳情書も出されています。</p> <p>○があるんですけど、先月、太陽光発電設備が作られるという隣の土地は、娘さんが有機農業をされるという事になっていきます。で、インターも近いですし、10名の方の反対の署名を持っているんですけど、話し合いがされた、と言われましたけど、個人的にお家に伺われて、太陽光発電という事もいわずに話を進められたそうです、業者の方が。で、私は直接○さんの方から相談を受けたんですけど、○さんの所も、本人が居なくて、従業員の方が話を聞かれた、という事で話がどんどん進んでいった、という風に聞いています。</p> <p>あそこは、絶滅危惧種と言われる植物もありますし、彼岸花もたくさん咲くそうで、そこは、地域の方がいつも手入れをされてるそうです。</p>

高速道路のすぐ下という事もありまして、太陽光があちこち作られている中で、町の条例で大丈夫だから、という事でどんどん増えていって、景観が損なわれるという事、それでいいのかな、っと私もすごく思いますし、住民の方が、みなさん反対されている中で、そういうのが作られていくのかな、という事が、私も疑問に思っていて皆さんにご相談したという事で、お願いしたいと思います。

議長

はい、分かりました。

今、住民対業者、という、まあいわゆるトラブルのような事でご意見出されまして、役場の税務住民課が担当しているガイドライン、これを審議して、税務住民課で審議して、町長の決裁をもらえてます。そこには、要請書が出されているという事を聞きまして、農業委員会の事務局としても、しっかり審議されておるという理解の仕方をしておりまして、最終的には何か月かかかったんですけど、行政の方から、町長の方の許可が出ましたよ、という事で、まあ我々のところに来た形になったわけなんですけど、そういった経過というのが、今の状態です。決して住民の方々の反対や云々が何もなくて、という事はない、色々とトラブルがあるという事は承知しております。

あと、ひとつ大事な事はですね、我々農業委員会として、そういった民間と業者との間のものについては、農業委員で審議をする内容というのは、法的、農地法に基づいての審議をすることが、中心になってきますので、どうなのかな、という感じはいたしております。決して反対をしとるわけではないですけど。まあ私自身はそういう感じの受け取りをした、ということで、皆さんのご意見がありましたらどうぞ。ご遠慮なく

はい、どうぞ、河野さん

河野雅俊委員

今のお話しなんですけど、住民反対と、法的には通っているよ、という所なんですけど。となると、このままずっと通せると思うんですよね、法的に特化すると。書類揃えて、オーケーオーケーとなると、ずっと書類を整えればずっと進んでいくというようになるのかなあと思うので、今回は地元の方の賛同が得られていない事と、先ほど藤井委員さんからもありましたけど、太陽光パネルと太陽光パネルの中に、○さんの耕作する農地が出来るということで、今後、そこに対しては周辺の農地の許可、同意が得られない、問題の基になると思うので、その状況を皆さんで見れるのであれば見てからの方がいいのかなと思います。ここだけで、今、よし、書類も揃った、当事者同士はオーケーで通っているんですけど、これを今回農業委員ですーっと通しちゃうと、吉賀町太陽光電気パネルに関しては、何でもオーケーで通っちゃうんじゃないかなあという感じがしています。

議長

はい、ありがとうございました。

今、ご意見頂きました様に、先ほど申しました様に、役場の税務住民課の方でもガイドラインについて、この案件については、町民と業者さんとのトラブルについて、かなり、真摯にされておりました。

だから、そういったような形があるというところですね、それが、クリアされたという風に、100点を取ったとは思ってませんが、そういうグレーゾーンがあるような文章にはなっておりましたけど、そこはもう、解決していただいたという形でないと、僕たちも動けないというところはここにありますので、税務住民課の方にも問合せして、大丈夫だということで、うちとしても町長の認可ができました、と。まあ農業委員会としては、そこを外さない、と、難しいかな、と。今、河野さんが言うように、ここで審議するのは、なかなか難しいのではなかろうかという、ちょっと気がしておるんです。

あ、どうぞ

茅原委員

今、河野君が言うたように、書類的に整えておれば、皆通すのであれば、農業委員会は必要ないんです。事務局で一人おって、書類がみな揃っとるんでみな通しますよ、というんだったら、農業委員会は安い給与で、やる必要はない。ただ、その出た議案として、出てきた書類というのは、事務局が書類が整っておるか、それをみんなが、受ける人、買う人がやれるかどうか、ということ審査するのが、我々が農地法に基づいてやる事であって、今まででも、農地にします、というのであって、それを畑を作らんでやったというには、今までたくさんありますよね？

今までこういう風に、反対意見として出てきたのは、吉賀運送の前、今〇さんの田んぼだったのが揉めとりますよね？沢田に渡る新しい出来た橋が。

あの時に、下の人は、ここを埋めてもらったら、下で作る田に水が来んようになるとか、電気代を一人で払うようになるからやれん、と言われたんだけど、それは、農業委員会でやるべき案件ではない、農地を農地に変えるということで、水田を畑にするという事だったんで、それは、農業委員がええとか、悪いとかいう事を言わんでも済んだ。農地を農地になるので、これで済んだんで、その時はなかったんだけど、もしこれを、書類が整うて、業者も皆がやるというのをここで通さなかったら、農業委員会は、ここで裁判にかけられる可能性があります。自分らあは推進委員じゃけえ関係ないんじゃけど、農業委員の人は、今度、その裁判対応までを考えていかんと、いけんようになるような気がします。町の方が、ある程度事前協議もしとるし、直に陳情書をどうか出すというのは、議会とか役場の方に出すんであって、自分らは、農地法に基づいて、どれくらい建ってやってくれるか、日陰にならんよ

	<p>うに2メートル空けて、畑に日陰を作らんというのであれば、反対する理由は、農業委員会としては、ないような気がする。そりゃ、推進委員じゃけえこれ以上いらん事は言いませんが、農業委員の方で、判断すればいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、そういう意見もあります。 ほかに。 はい、どうぞ</p>
<p>田村委員</p>	<p>はい。一点確認したいんですけど、先ほど藤井委員さんが言われました、住民説明会が行われました、ということで、それを経た上で、町長から認可が出た、ということ、住民の方にはフィードバックバックされているのでしょうか。そこが一番重要な、と思うんです。</p>
<p>事務局</p>	<p>そちらについては、税務住民課に確認しましたところ、税務住民課長と担当が、出向いて説明した、ということです。</p>
<p>田村委員</p>	<p>説明して、納得をされている、ということですね？</p>
<p>事務局</p>	<p>そもそも事前協議終了とみなすのは、例え反対者が出ていても終了したとみなさざるを得ない事もあるようなので、今回も、意見、反対の方も結構おられるんですけど、町としては。全員の方が賛成をもって終了とはされない判断をされるようです。</p>
<p>田村委員</p>	<p>はい、分かりました</p>
<p>議 長</p>	<p>はい</p>
<p>森下委員</p>	<p>そもそも、現地で太陽光をやって、確実に業者としては発電ができる、という自覚が、その事については、会社として、それは 100 パーセント発電力はあるのか、という思いで建てるとい事なんでしょうか。ちょっと、僕個人的に見ますと、山に囲まれとったりして、位置的に本当に電力が貯まるのかな、とちょっと、その思いがあるので。ちょっと、その辺は業者じゃないと分からないけど、立地的にどうなのかな、という所がある。その辺、もし確認が出来ておれば。</p>
<p>議 長</p>	<p>森下委員、すみません。実は我々も見に行っただけです。正直なところですね、日</p>

が当たるのかな？素人感覚です、素人感覚。しかしながら、職務代理も行かれたんですけど、どうじゃろうか、というような所もあったりしてですね、なんともよう言わなかったんですけど、さすがにどうじゃろうか、という気もしますが、業者がこういう調査して、こういう申し出を出されましたので、これ以上の事はないだろう、というように考えております。

ほかにございませんか？

はい、田淵委員

田淵委員

周辺の10人の方が反対、という事を藤井委員さんが言っておられましたけど、やはり、その辺りが解決してからでないと、少人数の反対でもですね、反対意見というのをしっかり受け入れて、物事を進めていかないと、いけないんじゃないかな、と。本当に地元の方の反対が、どういう意味での反対なのか、その辺りも聞く必要があるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長

先ほど藤井委員さんが趣旨についての説明をしたと思うんですけど、こういう理由で反対します、まあ10名の方がいらっしゃる、という事で、田淵委員さんの意見は、10名の方が陳情書を出されたんで、まあ当然議事録にも載りますし、皆さんも、それを含めた協議で、最終的には採決をしようかな、と思っておったんですが、それとは別に、陳情書について取り上げることを、○か×かみたいな所があるんじゃないか、というご意見ですか？

田淵委員

そうです。

議 長

そうすると、今5条の申請が出とりますけど、この物について事務局側からとすれば、先ほど茅原委員さんが言っておりますけど、通常の農地転用の手続きについては、ほぼ完璧です。で、今出とるのは住民10何名の方が陳情をここに出された、という事で、その扱いをどうするか、という事なんですけど、そうすると、裁決が遠のく事にならないかな、という事と、それから、陳情は本日の議題には載っていません。議題に上げる場合は、農業委員さんご存知の通り、毎月10日までの提出が必要になってきますので、期限までに提出されたものについて議題に載ってくるわけなんですけど、そういった所もあって、本日出されたので、私もそれは無視するわけにはいきませんので、藤井さんに「どうぞ、ご意見をおっしゃって下さい」と許可したところで。今、田淵委員さんがいうのは、議題に載せるという事になりますよね？

その辺りどうかな、と思っているんですけどいかがでしょうか。

田淵委員	<p>農地転用する場合に、周辺の一応承諾をもらってますよね？</p> <p>農地転用する場合に、例えばそれを宅地にするなり、産業廃棄物の置場にする場合なりにしても、一応周辺の承諾はもらってますよね？周辺の承諾は必要ないんですか？</p>
事務局	<p>通常の農地転用については、隣の農地の方の承諾書までもらっていません。ですが、先ほど出た墓地の場合ですと、税務住民課の管轄になるんですけど、墓地を建てる場合には周辺の同意がいる、という事で、周囲 100mの方の同意はいただいておりますが、通常の家を建てるなどの転用では、隣の方の同意は、判断の基準としてませんので、承諾書までいただいております。</p>
橋本委員	<p>この件につきましては、かなり事務局も弁護士に色々事前に相談した件です。</p> <p>それで、先ほどの苦情の件も色々聞いておりますけど、最終的に吉賀町の方の、ガイドラインに関する協議が完了しておりますして、吉賀町も事前協議が終わったというのを示しておりますして、先ほどから色々ご意見もあるんですけど、書類の方、は全ての物をクリアしたところです。</p> <p>要望は、また別の所の協議という事で、まあ今回は私が言うのも何なんですけど、条件がクリアしたということで、みなさんに協議していただけたらと思います。お願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。他に。</p>
正木委員	<p>農業委員の許可の関係は、住民さんの意見まで、やる事があるんですかね？今日出た分の協議をすればええだけなんじゃないでしょうか。</p> <p>住民が反対しとる、しとらんっちゅうのは、僕らあの仕事じゃないような気がするんじやが・・・どうでしょうか。</p>
議 長	<p>正木委員さんの気持ちも分かります。しかしながら、住民が、ああやって、当農業委員会に、当日ではありますけど、陳情書が出た事は、無視するわけにはいかないんじゃないか、と私は理解しました。したがって、本日発表もしていただいたし、ご意見もお伺いした、いう形にして全体の皆さんで採決したい、と考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
藤井委員	<p>太陽光にするという事は、農地がなくなってしまうという事になりますよね？そ</p>

れで、○さんとしては、娘さんが農業を勉強してこられてて、これから農業をしつかりやろう、という気持ちがあつて、太陽光ができるくらいだったら、自分がそこを買い取つてでも畑にしていきたい、という気持ちもあります。でも、そこを持つとられる方は、かなりの価格で言つて来られるから、ちょっと無理かな、という気持ちもあつたりしてて、この方もやはり県外の方ですので、管理が大変という事で、こういう事になっていったのかもしりませんが、まあそういう所も考えていきたいな、と私は思つていますけど。

茅原委員

まあ1月の農業委員会で、太陽光のガイドラインを皆に説明しましたよね？そうして、今のような藤井さんの意見も色々あるし、そういうのを皆さんが肅々と考えて、農業委員は、はあ採決してもええんじゃないん？

農業委員全員の過半数だったら通す、少なかったら否決すりゃあええことじゃろ？

議 長

そういう意見もありますが、意見も出つくしたかな、と思います。

森下委員

もうひとつ、最後に。

議 長

はい

森下委員

この所有者ですが、途中で売買で所有されたという事なんですか？元々、この所有者、○さんの土地という事なんですか？

議 長

えーっとですね、今のご意見に対しまして、平成4年までは所有者は○さんですね？そうですね？

事務局

そうですね

議 長

それ以降は書類なんかでも分かり辛いですけど。

それでは、裁決の方に移らせてもらつて、よろしいですか？

はい、それでは、議案第2号2につきまして、裁決をいたします。

2の議案につきまして、賛成の方の農業委員の挙手を求めます。

ちょっと、そのまま、しておいて下さい。

ちょっと、そのまま手を挙げておいて下さい。

4名。

	<p>はい、それでは定数 10 名のうち、賛成 4 名という事で 6 名の反対という事になりますので、議案第 2 号の 2 につきましては、否決です。</p>
議長	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>まず、3 ページの農地中間管理機構との貸し借りについて説明します。</p> <p>次に、相対の貸し借りについて新規案件を読み上げます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>基盤強化法に基づく農地利用計画についての説明は終わりました。</p> <p>ご意見を伺います。</p> <p>ご意見のある方、挙手でお願いします。</p> <p>○さんが、新規で今回の申請になりますので、ちょっと席を外していただきますでしょうか。申し訳ない。</p> <p>・・・・・・・・・・○委員退室・・・・・・・・・・</p>
三井委員	<p>○さんは経営しとるんじゃないの？この人、I ターンの人？</p>
事務局	<p>はい、そうです</p>
三井委員	<p>夫婦で。作っとるはずだけどなあ</p>
事務局	<p>作っておられます</p>
三井委員	<p>作っとるよね？</p>
右田委員	<p>家の後ろで作とります</p>

三井委員	あっちの方で作っとるよね？
事務局	農業委員会に届けが出ていません。
議長	<p>早速届けが出すように、指導していかなければならないな、と。 他にございませんか？ 無いようでしたら採決に移らせていただきます。 第3号議案について、農業委員さんの賛成の挙手を求めます。 はい、全員でございます。よって可決されました</p> <p>・・・・・・・・森下委員入室・・・・・・・・</p>
議長	報告第1号 農地法第18条第1項の規定による届出について、事務局より説明お願いします
事務局	<p>この農地法第18条第1項の届出は、農地の貸し借りされていたものが解約された案件の届出です。</p> <p>農地中間管理機構へ貸付されていた農地ですが、前の耕作者がH31年に解約した後、2年を経過しても次の耕作者が見込まれないため、県の承認を受けて中間管理機構から解約されました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p>午前 10 時 1 分閉会</p>